

ベトナムにおける知的財産制度の現状 と今後の方向



Ageless IP Attorneys and Consultants

Nguyen Duc Xuan

Ageless IP 事務所は 2001 年に設立したハノイにある知的財産に特化した事務所で、ベトナムの他、ラオス、カンボジア、ミャンマーについてもカバーしている。Xuan 氏は 20 年以上の知的財産関連の経験を有しており、日本で知財について学んだ経験もある。Ageless IP の副所長・パートナー弁護士である。

経済成長著しいベトナムにおける知的財産制度について、他の ASEAN 諸国と比較したベトナム知的財産制度の優れた点、ベトナムにおける知的財産制度の問題・欠陥および要改善点について紹介する。

(1)他の ASEAN 諸国と比較したベトナム知的財産制度の優れた点

ベトナム知財制度は、下記の点において他の ASEAN 諸国よりも優れていると思われる。

(i)ベトナムの知財制度は、多くの部分において、国際的な知的財産に関する基準や先進国の知財法に準じている。これはベトナムが 2007 年 1 月に WTO の加盟国になったことにより、知財法および知的財産権行使のための体制の構築と改善に注力してきたことによる。さらに、ベトナムの知財制度の改善を図るため、政府が法令の改正、知財人員の育成、施設・設備の整備等において、日本特許庁をはじめ、他国政府から多くの支援を受けていることも要因である。

(ii)知的財産に関する法規制が透明で、法の施行を促進するために詳細に規定されており、関連する手続きが法執行のために整備されている。

(iii)政府は知的財産問題に十分な注意を払っている。今日のベトナムは、知的財産に関する主要な国際協定や条約に加盟している。

(2)ベトナムの知的財産制度の問題または欠陥

(i)ベトナムは、中国から流入する模倣品の取引・流通が複雑化・巧妙化しており、更に中国とは長い国境で接しているため対策が難しく、ベトナムの所管官庁にとっての課題となっている。

(ii)音楽ディスクやソフトウェアの真正品価格が、ベトナム人の収入水準と比べ高価であるため、海賊版が人気である。さらに、知財法に関するベトナム人消費者の意識が低く、法令遵守が十分とは言えない。

(iii)民事手続きよりも行政処罰が一般的であり頻繁に活用されていることから手続きが迅速であるものの、侵害者が侵害行為から得る利益額と比べ、罰金の水準が低いため、行政処罰による救済が十分ではない場合も少なくない。

(iv)知財専門裁判所が無いいため専門的な訴訟判断が不十分となっている。

(3)ベトナムにおける知的財産制度の改善点とその対応

知的財産制度の改善におけるベトナム政府の方針及び経済発展の動向に従い、改善が進められている。一般的に、知的財産に関する法制度は、社会経済の発展に即し、適切かつ包括的に整備される必要がある。この目的を達成するため、ベトナム政府は、2013年8月29日付で、国家規模での知的財産権の執行および保護に関する方向性を強化する Resolution (決議) No. 103 を発行した。さらに、ベトナム政府首相は、Decision (決定) No. 418/QĐ-TT を承認し、2011年～2020年を期間とする科学技術発展戦略を採用した。その中で、「知財保護は、知的財産の商業化プロセスにおける重要な作業の一つであり、科学技術市場の構築と発展を促進するものである」と明確に述べている。この方向性に基づき、新たな実態に則するよう知的財産権に関する法制度を見直し、改正され、知的財産権の執行と保護の能力を強化するために人員研修等も実施されている。さらに、知的財産侵害の防止とともに長期の事業を保護するために知的財産権の重要性を国民に啓蒙し、知的財産への意識を高めている。

(編集協力：日本技術貿易(株) IP 総研)